

## 船員災害防止活動の促進に関する法律

### 1 . 案内情報

手続名	:	船員災害防止協会の定款の変更の認可
手続根拠	:	船員災害防止活動の促進に関する法律第39条第2項
手続対象者	:	船員災害防止協会
提出時期	:	変更についての認可が必要となったとき。
提出方法	:	申請書(様式はない)を厚生労働大臣及び国土交通大臣に提出する。
手数料	:	なし
添付書類・部数	:	船員災害防止協会の設立及び監督に関する規則第5条に掲げる事項を記載した書面・1部
申請書様式	:	なし
記載要領・記載例	:	なし

### 2 . 窓口情報

提出先	:	国土交通省海事局船員部労働基準課
受付時間	:	提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口	:	上記提出先

### 3 . 手続情報

審査基準	:	—
標準処理期間	:	10日(支局経由は17日)
不服申立方法	:	行政不服審査法